

5) 各種奉仕員等の派遣

制度名	内容	対象者
手話通訳者、要約筆記者の派遣 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)	聴覚障がい者等が病院、学校、公的機関等に出向くとき、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者、要約筆記者を派遣します 手話通訳者等の同行が困難な場合には、個人所有のタブレット端末やスマートフォンを使用して遠隔手話通訳も可能です	聴覚障がい者 音声・言語機能障がい者

6) 住宅

制度名	内容	対象者
①住宅改良補助 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)	身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、住宅を改良する場合に補助します ・対象事業内容 浴室、台所、便所、洗面所等の改良 ・補助率 63万円を限度として、改良に要する経費の補助(1割は自己負担となります) ・申請手続き等 要件等の審査のため、事前にご相談ください ※申請は整備前に行っていただき、 <u>整備前の写真</u> 、見積書、設計図書が必要となります	申込者又は同居者が1～6級の身体障害者手帳所持者(65歳未満)で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ただし、4～6級の方は、独居者又は常時介護する者がいない者
②公営住宅への単身入居(県営・市営) 【問合せ先】 ・長野県住宅供給公社 佐久管理センター ・長野県住宅供給公社 小諸管理センター	身体・知的・精神障がい者は単身でも入居することができます	身体障がい者で4級以上 精神障がい者で3級以上 ※知的障がいについてはお問い合わせください